

令和4年度 美唄聖華高校生徒心得（衛生看護科・専攻科看護科共通）

1 指導方針

- (1) 本校のルールを遵守し、模範的で秩序ある生活態度を確立する。
- (2) 看護職者を目指すために学業を優先した学校生活を送る。
- (3) 一般社会で通用する節度ある「言葉」「態度」「礼儀」を身に付ける。
- (4) 看護職者としてふさわしい優しく思いやりある人間性や人格を陶冶する。

2 校内生活について

(1) [日課及び出欠連絡]

- ①登校時間は8時30分までとする。
*以後、生徒玄関は施錠されるので遅刻した場合は職員玄関から入る。
- ②始業時刻から帰りのSHR終了までは許可なく校地外に出てはならない。
- ③欠席、遅刻、早退、欠課等の場合は事前に担任に連絡するとともに、その理由を届出用紙に記入し提出する。
- ④とくに用事のない場合は16時40分までには下校する。

(2) [校舎使用]

- ①校舎内や教室の美化・整理整頓に努め、使用後は清掃し、消毒すること。
- ②学校施設設備をあやまって破損した場合は速やかに申し出ること。
*本人の過失による場合は弁償することになります。
- ③校舎、施設設備を使用する場合は管理責任教員の許可を得る。
- ④体育館及び格技場などの暖房スイッチは生徒単独では操作しない。
- ⑤校地内及び本校生対象の掲示・陳列・文書配布等をする場合、学校生徒会・自治会の許可を得て行うこと。
- ⑥教科書類を「個人教材入れケース」(本科生)・「個人ロッカー」(専攻科生)に入れて保管しても構わないが、それ以外の私物は持ち帰り、机の中は空にすること。
*考査一週間前には教科書類を必ず自宅に持ち帰ること。

(3) [物品管理]

- ①貴重品（金品・携帯など）の保管には充分留意し、担任または部局顧問等に必ず預けること。
- ②学校には必要以上の金銭を持って来ないこと。
- ③生徒相互の金銭、物品の貸し借り、売買は厳に慎むこと。
- ④盗難・紛失・拾得物があつた場合には直ちに担任等へ報告し、
「紛失・盗難・事故届け」に必要事項を記入して生徒指導部に提出すること。
- ⑤学校生活に不必要な物（ゲーム機など）は持ち込まないこと。

3 制服について

(1) [女子の服装]

- ①本科、専攻科ともに指定の制服とし、スカート・スラックスのどちらかを選択して着用すること。
- ②制服は、登下校時・SHR時・授業時に常時着用することを原則とする。
- ③スカート丈は膝頭下（皿の下限）ラインを基準とする。
- ④スラックス着用時のベルト・靴下は華美にならないこと。（黒・紺・茶を基本とする）
- ⑤制服内のブラウスは白とする。開襟ブラウスは不可とする。

(2) [男子の服装]

- ①本科、専攻科ともに指定の制服とする。
※専攻科はネクタイを着用する。
- ②Yシャツは白とする。（開襟シャツは不可）
- ③ベルト・靴下は制服との調和を考え華美にならないこと。（黒、茶、紺を基本とする）
※男女ともに校章を付けること。

(3) [その他の服装]

- ①本科生のスカート着用時の女子の靴下は、紺色ハイソックスを正式とする。
冬期間の靴下の重ね履きは認めるが、靴下が見える場合は、靴下の色は紺か黒色とする。
- ②ストッキングは制服との調和を考えて選択する。※網タイツ等華美な物は不可とする。
- ③上靴は本校指定のものとする。 ※上靴の踵を踏まない
- ④通学用外靴は華美にならず制服との調和を考え、通学に相応しいものとする。
(ピンヒール、ミュール、サンダル類等は不可、ヒールの高さは4 cm以下 とする。)
- ⑤本科生・専攻科生ともに本校指定のカーディガン着用を認めるが、購入は任意である。
- ⑥登下校時の上着は、セーター・パーカー類の着用を認めない。

(4) [夏期間の略装]

- ①本科生・専攻科ともに、女子は夏季指定半袖ブラウスでの略装を認める。
- ②本科2・3年生の女子はベスト着用を基本とするが、夏季指定半袖ブラウスを着用する場合は、ベストを着用する必要はない。
- ③男女ともに制服ジャケット・カーディガン(本校指定)の着用は各自判断とする。
- ④紺色・黒色のショートソックスを可とする。

4 頭髪・身だしなみについて

- ア) 染色、脱色、パーマ等地毛を加工することは禁止とする。また必要以上に変形させた髪型も認められない。※変色は美容室で直すことを基本とする。
- イ) 元々の頭髪が、ドライヤーやアイロン、縮毛等により変色してしまった場合も直す。
- ウ) 装飾品は禁止とする。(指輪、ピアス、ネックレス、ストーンブレス等)
※身に付けていた場合はその装飾品を取り外し、担任などに預ける。
- エ) 化粧・香水などは禁止する。
- オ) 爪は常に短く清潔に保つ。
- カ) 授業時・SHR時はマフラー、オーバー類は使用しない。
- キ) 体調不良等の理由により、授業時に膝掛けを使用する場合は、担任・教科担任に許可を得て使用し、上着の着用は原則認めない。
※考査時の膝掛けなどは認めない。

5 携帯電話について

学校内への持ち込みは認めるが、学習活動が最優先であることを理解し、その利用については使用時間や使用場所などの携帯電話に関する規則とマナーを遵守すること。

①[使用出来る時間帯]

- ア) 登校後から8時30分までの時間帯 イ) 昼休み(予鈴まで)
- ウ) 帰りのSHR以後の放課後

②[使用方法]

- ア) 連絡・通信手段に限定する。
- イ) 上記使用可能時間帯以外は、電源を切って鞆の中に入れておく。
- ウ) 廊下や玄関などでの歩きながらの使用、登下校時の徒歩・自転車運転中の使用などを禁止する。
- エ) ゲーム・テレビ・音楽など学習活動に不要なコンテンツは使用不可とする。

③[使用内容]

- ア) 自他の個人名あるいは個人が特定されるような情報を掲載しない。
- イ) 他者に対する誹謗、中傷、揶揄した情報を掲載しない。
- ウ) 許可なく学校の情報あるいは、学校が特定されるような情報を掲載しない。

6 校外生活について

①[外出・下宿生活]

- ア) 外出の際には常に身分証明書を携行する。
- イ) いかなる時も聖華生としての品位を保ち、公共の場、交通機関では公衆道徳やマナーから逸脱する言動は厳に慎むこと。
- ウ) 下宿、間借り先の友人宅に宿泊することは原則禁止し、むやみに集まることも厳に慎む。
- エ) 現住所に変更があった場合には直ちに担任に申し出る。
- オ) 外出は21：00までとする

②[交通安全]

- ア) 交通法規、交通マナーを遵守し、常に他の歩行者に配慮して登下校する。
- イ) 自転車利用者（本校までの自転車通学生・寮生）は、学年別自転車ステッカー・防犯登録ステッカーを貼り、損害賠償責任保険に入ることを義務づける。
- ウ) 徒歩・自転車登校生ともに、学校指定の通学路（旭通り）を利用して登下校することを原則とする。
- エ) 保護者・家族以外の自動車には同乗しない。

③[アルバイト]

- ア) アルバイトは禁止を原則とするが、特別な事情があると認められた場合に限り専攻科生は「申告制」とし、本科生は職員会議での審議・学校長決裁の上、許可する。
- イ) 酒類を扱う業務、風俗営業業務、宿泊を伴う業務、危険を伴うなど学校が不適当と判断した業務は禁止とする。
- ウ) 長期休業中（春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・冬休み）のアルバイトに関しては、担任、生徒指導部において検討した上で許可する。
- エ) 学習面及び生活面で問題がある場合はアルバイトを認めないか、取り消す場合がある。
- オ) 特別に許可された場合も、アルバイトを継続する場合は年度毎に手続きを更新する。
- カ) 就業時間は20：00までとする。

7 車両に関して

①[自動二輪]

- ア) 在学中に自動二輪免許を取得することは禁止する。

②[自動車学校通学]

- ア) 自動車学校通学は、専攻科看護科1年生の実習終了以降とし、「自動車学校通学許可願い」を提出する。
- イ) 自動車学校通学を理由に学校を欠席、早退、遅刻してはならない。
- ウ) 免許取得後は、速やかに「自動車運転免許取得届け」を提出する。
- エ) いかなる場合も自動車通学は認めない。
- オ) 学校生活、成績不振がある場合は自動車学校通学を認めない場合がある。
- カ) 通学以外では、保護者監督のもと自動車の運転を認める。

8 その他

飲酒・喫煙は、成人となった専攻科看護科の生徒についても在学中は認めない
(本科専攻科の5年一貫教育の学校における規律秩序維持のため、また、看護職者を目指す学校として教育方針を自ら実践するためにも認めないこととする)

諸 届 ・ 願 い に つ い て

各種諸届け及び各種証明書願いは次の通りである。必要時に下記の通り提出する。

提 出 書 類	提出方法
欠 席 ・ 遅 刻 届	保護者の認印を受け、担任に提出する。
早 退 届	担任及び早退後の欠席する教科の担任の認印を受け、帰宅後に保護者の認印受け、次に出席する日に担任に提出する。
入 室 許 可 証	遅刻等の事由で授業の途中に教室へ入室する場合は、担任または学年の先生に申し出て許可証の交付を受け、教室入室時に教科担任へ事由を説明するとともに許可証を提出する。
外 出 許 可 証	登校後に、特別な事由で学校を離れる場合は、事前に担任に申し出て許可証の交付を受ける。
紛失・盗難・事故届	紛失・盗難・事故などがあつた場合は、日時・場所・状況などを詳細に記入して担任にとどけること。
下 宿 間 借 届	下宿間借を開始するか、変更する場合は担任を通して生徒指導部へ提出する。
アルバイト許可証	認められた場合は、事業主からの必要事項を記入後提出する。特別な事情で通年で許可された場合も、年度始めに提出する。
部活動入退部届	部活動に入部または退部しようとする場合に提出する。
通 学 証 明 願	事務窓口へ提出し交付を受ける。
在 学 証 明 願	事務窓口へ提出し交付を受ける。
自 転 車 通 学 届	担任を通して生徒指導部（担当者）へ提出する。 ※防犯登録ステッカー貼付・損害賠償責任保険加入・本校学年別ステッカー（100円購入）貼付を行う。
自動車学校通学許可願	担任を通して生徒指導部（担当者）へ提出する。 ※専 1 実習終了後からの通学許可。
自動車運転免許取得届	免許取得後、速やかに担任を通して生徒指導部（担当者）へ提出する。